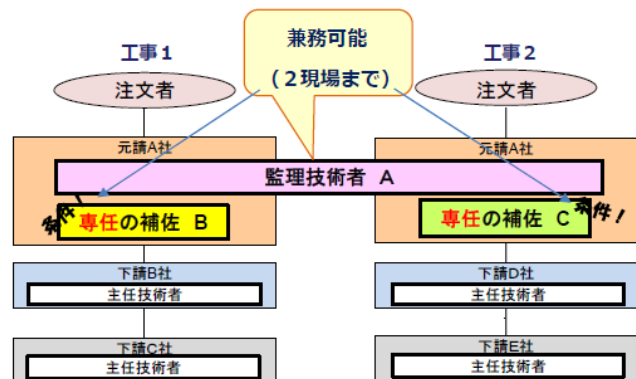


監理技術者の兼務について（専任特例2号）

令和7年3月
岩国市契約監理課

建設業法の一部改正に伴い、「特例監理技術者」は「専任特例2号の監理技術者」に名称変更され、岩国市における兼務の取扱いについても、下記のとおり一部変更しましたのでお知らせします。



1 兼務対象工事

以下の条件を全て満たす工事

- ① 請負対象設計額が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）の工事
- ② 工事の技術的難易度について、監理技術者の兼務に支障がないと認められること、発注者が認めた工事であること。

2 兼務要件

ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者を配置できる工事の数は、同時に2件までであること。

オ 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内、又は岩国市内であること。

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 施行期日

令和7年4月1日